

猶予期間終了まであと1年！

改正電子帳簿保存法 対策講習会

POINT

- ☑2022(令和4)年に施行された改正電子帳簿保存法の概要と注意点を説明！
- ☑業務フローに沿った内容で、実務に活用しやすい！
- ☑電帳法対応による業務効率化・メリットについて解説！



日 時：2022年12月7日(水) 13:30～15:30

場 所：京都商工会議所 7-AB会議室
(下京区四条通室町東入 京都経済センター7階)
地下鉄「四条駅」・阪急「烏丸駅」26番出口
※公共交通機関をご利用ください。

開催方法：・会場参加 定員60名
・動画視聴 (配信期間：12/8(木)～1/13(金))

講 師：税理士法人りたっくす
代表社員 税理士 久乗 哲 氏

申込方法：WEB⇒https://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/event_118362.html
FAX⇒本紙下欄に必要事項を記入の上、ご送信ください(会場参加のみ)
※申込期限：11月25日(金) (動画視聴の場合は2023年1月12日(木)締切)

- その他：・参加証の発行は致しませんので、当日は直接会場にお越しください。
・会場定員超過後にお申込みいただいた場合は翌日以降の動画配信をご案内いたします。
・会場参加は1事業所につき1名とさせていただきます。
・会場参加当日はマスクの着用や検温・手指消毒等にご協力ください。

問合せ先：京都商工会議所 中小企業支援部 ビジネスサポートデスク(田中、山田)
TEL：075-341-9790

改正電子帳簿保存法とは

社会のデジタル化、ペーパーレス化の流れを受けて、2022(令和4)年1月1日に施行されました。事前承認制度の廃止や各種要件の緩和等がある一方、電子メールで受信した請求書・領収書・契約書など電子取引のデータ保存が義務化されました。2023年12月末まで猶予期間が設けられたものの制度は既にスタートしており、対応に向けて準備を急ぐ必要があります。

参加
無料



こちらからも
お申込みいただけます

【改正電子帳簿保存法 対策講習会 会場参加 FAX申込書】
京都商工会議所 ビジネスサポートデスク行 (FAX：075-341-9797)
※動画配信をご視聴の場合は本所HPよりお申し込みください。

社名・屋号： _____ 業種(事業内容) _____ 業(_____)
所属・役職名： _____ 氏名： _____
所在地：(〒 _____) _____
e-mail： _____ TEL： _____
どちらかに○を付けてください 京都商工会議所会員 / 一般事業所

※ご記入いただいた個人情報は本事業の管理・運営、主催者の各種連絡や情報提供に利用させていただくほか、講師に参加者名簿として提供します。
また本事業は日本商工会議所の補助金を受けて実施しているため、日本商工会議所に参加者名簿(事業所名・役職・氏名)を提供する場合があります。